

2025 年 6 月 3 日

各 位

上 場 会 社 名	イ ビ デ ン 株 式 会 社
代表者の役職氏名	代 表 取 締 役 社 長 河 島 浩 二
(コード番号	4062 東証プライム、名証プレミア)
責任者の役職氏名	幹 部 職 経 営 企 画 部 長 廣 瀬 康 人
電 話 番 号	(0584) 81-7973

ISS 社の議決権行使助言に対する当社の見解について

2025年6月20日開催予定の第172回定時株主総会に付議する「第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件」(以下「本議案」)に関し、議決権行使助言会社のInstitutional Shareholder Services Inc. (以下「ISS」)が「候補者番号5の後藤もゆる氏」(以下「後藤氏」)の選任に対して、反対推奨するレポートを発行しました。

本議案に関する候補者の選任理由等は、招集ご通知に記載のとおりですが、改めて下記のとおり、当社の見解をご説明いたしますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、招集ご通知及び本内容を今一度ご一読いただき、あらためて当該議案へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ISSの反対推奨の内容

ISSは、本議案における後藤氏の選任について、後藤氏が「コンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係が現在ある、もしくは過去にあった」ため独立性に欠けるとして反対推奨をしています。

2. 当社の見解

当社は、以下の事由から後藤氏は独立性に欠ける事実はなく、監査等委員である社外取締役として適格性を有すると判断しています。

後藤氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人後藤・木河法律事務所との間には、コンプライアンス相談窓口(イビデングループ社外窓口)及び法律相談業務等の取引関係があります。当該取引関係による報酬額は、それら直近3事業年度の平均で、1億円かつ同弁護士法人の年間収入の2%未満です。当社は、この報酬額は、多額の金銭その他の財産に該当せず、後藤氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。

この点につきまして、ISSの「2025年版日本向け議決権行使助言基準」8頁の「独立性基準」の注19には、「重要かどうかは、会社と取引先の双方から見た取引の規模から判断する。取引額等、具体的に開示されることが望ましい。そのような開示がない場合(たとえば取引の有無しか言及されない、取引規模が単に「僅少」としか開示されない)は、独立性があるとは判断できない。」と記載されていますが、当社の開示内容から、後藤氏と当社が「重要な」取引関係にあるとISSが判断されたことは、誠に遺憾に存じます。

なお、後藤氏は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準(<https://www.ibiden.co.jp/esg/items/dokuritsuseihandan.pdf>)を満たしており、当社は後藤氏を各取引所に対して独立役員として届け出ております。

3. 後藤氏を監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割

後藤氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士として培われた豊富な知識・経験に加え、多様性の観点に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていた

だくことを期待し、監査等委員として適切な監査を担っていただけると判断しましたので、当社は、後藤氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。

以 上